

部活動・スポーツ少年団活動等の校外活動について

(新型コロナウイルス関連)

石垣市における新型コロナウイルスへの対応として、部活動・スポーツ少年団活動については、令和2年3月17日(火)より当該団体の学校内に限ってその活動を認めているところではありますが、沖縄県内における新型コロナウイルスへの対応状況を総合的に勘案し、3月18日(水)より、感染の予防・衛生管理の徹底、必要最小人数かつ必要最小時間での活動、衛生管理者の指定等を示した誓約書の提出を条件に、部活動・スポーツ少年団活動等の校外活動についても認めることといたします。

なお、総合体育館等の公共施設の使用については、前述の誓約書の写しの提示が必要となります。

※ 誓約書は、石垣市及び石垣市教育委員会のホームページに掲載のほか、石垣市教育委員会窓口にて配付いたします。

令和2年3月17日

石垣市教育委員会



保護者各位

石垣市教育委員会
教育長 石垣 安志
(公印省略)

新型コロナウイルスの対応について（依頼）

みだしのことにつきまして、3月16日に新しい対策等を通知しましたが、沖縄県内における新型コロナウイルスへの対応状況を総合的に勘案し、3月18日(水)より、感染の予防・衛生管理の徹底、必要最小人数での活動、衛生管理者の指定等を示した誓約書を条件に、部活動・スポーツ少年団等の校外活動を認め、下記のとおり取り扱うこととなりました。

保護者の皆様におかれましては、児童生徒の放課後の過ごし方が緩和されることについて喜ばしいこととは存じますが、下記について再度確認して頂くとともに、今後も従来どおり感染防止に向けた最大限の取組の強化をお願いします。

記

- 1 3月18日より、部活動及びスポーツ少年団等の校外における活動は、必要最少人数かつ必要最小時間等、感染防止へ向けた最大限の取組を条件に石垣市教育委員会へ所定の誓約書を提出することで校外活動を認める。
なお、公共施設を利用する場合には、誓約書（写）を提示することで使用できる。
- 2 誓約書様式は、石垣市ホームページにてダウンロード又は石垣市教育委員会窓口にて受け取りできます。

【注意事項】

- 1 児童生徒に対し、毎日の検温を徹底する。
 - 2 活動においては、観客や応援を自粛してもらい必要最小限で行う。
 - 3 練習内容等を工夫し、可能な限り短時間で行うようにする。
 - 4 ミーティング等児童生徒が集合する際は、一人ひとりの間隔を広げる、給水等も同じコップを使わない等の対策を徹底する。
 - 5 屋内施設においては十分に換気をする。
 - 6 チームで共有する道具や器具等は使用後に消毒を徹底する。
 - 7 全国的にはイベントや大会等の自粛や縮小は続いていますので、感染予防の観点から練習試合や大会等は極力控えるように努めて下さい。
- ※ 以上に掲げる項目以外については、従前のおりの取扱いとする。
- ※ 八重山郡内（石垣市、竹富町、与那国町）で、新型コロナウイルス感染者が発生した場合は、直ちに全校休校とする。